

# 慶 弔 準 則

## (目的)

第1条 この準則は、支部個人会員（以下「支部会員」と称する）の慶事及び弔事について定めることを目的とする。

## (慶事)

第2条 支部会員が次の各号の一に該当するときは、相当の記念品等を贈ることができる。  
(1) 支部会員が叙勲又は大臣及び知事等の表彰を受けたとき  
(2) 支部会員が喜寿、米寿等の年齢に達したとき

## (祝金)

第2条の2 支部会員が次の各号の一に該当するときは、祝金を贈ることができる。  
(1) 支部会員が結婚したとき 金1万円  
(2) 支部会員又は支部会員の配偶者が出産したとき 金1万円

## (弔事)

第3条 支部会員が次の各号の一に該当するときは、その遺族に弔慰金を贈る。  
(1) 支部会員が死亡したとき 金2万円  
(2) 支部会員の配偶者又は一親等内の親族が死亡したとき 金1万円  
2 前項に該当する場合は、弔慰金に供物を付することができる。但し、遺族から辞退の申出があったときはこの限りではない。

## (見舞金)

第4条 支部会員が次の各号の一に該当するときは、相当の見舞金又は見舞品等を贈ることができる。  
(1) 支部会員が傷病のため1ヵ月以上入院加療したとき  
(2) 支部会員の自宅又は事務所が災害等により損害を受けたとき

## (通知)

第5条 支部会員又はその遺族は、本会共済規程並びにこの準則に規定する事由が発生したときは、直ちに支部長に通知し、所定の手続を行なう。  
2 事実が発生した日から6ヵ月を経過した通知は、この準則を適用しない。但し支部長がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

## (適用除外)

第6条 支部会費を12ヵ月以上滞納している支部会員については、この準則を適用しない。

## (その他)

第7条 この準則に定めのない事項は、役員会で決定する。

## (改 廃)

第8条 この準則の改廃は、役員会の議決による。

## 附則

平成19年4月24日 制定同日施行

平成27年6月9日 一部改正